

平成 21 年度

事業計画



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

目 次

ページ

I	今日の社会情勢と日本赤十字社の課題	1
II	事業計画の基本方針	2
III	平成 21 年度事業計画	4
1	国際活動の充実	4
2	国内災害救護体制の充実強化	15
3	健康・安全のための知識と技術の普及	19
4	医療事業の充実	22
5	看護師の教育	26
6	血液事業の推進	28
7	社会福祉事業の実施	37
8	青少年赤十字の活動	39
9	赤十字ボランティアによる活動	42
10	社員募集の推進と財政基盤の強化	43
11	広報体制の充実	47
12	職員の資質向上	50
13	業務の適正な遂行	51
IV	施設設備整備計画	53
1	新規整備事業	53
2	継続整備事業	54

I	歳入歳出予算の概要	56
	会計別総括表	57
II	各会計別予算の概要	59
1	一般会計	59
2	医療施設特別会計	75
3	血液事業特別会計	91
4	社会福祉施設特別会計	103
5	退職給与資金特別会計	117
6	退職年金資金特別会計	119
7	損害填補資金特別会計	121

I 今日の社会情勢と日本赤十字社の課題

今日社会は、世界的な金融不安と景気減速により、企業収益の悪化、失業者の増加を生み、先行きもきわめて不透明な状況にあります。日本赤十字社においても、社費、寄付金などの活動資金の減少や、医療経営環境の悪化など、厳しい状況が続くことが予想されます。

一方、世界では、民族、宗教等による紛争やテロが勃発しています。異常気象を原因とする自然災害も多発しており、また、H I V・エイズ、新型インフルエンザ等の新興感染症、マラリア、結核等の再興感染症の脅威が増大するなど、赤十字が取り組むべき人道的課題が山積しています。特に、世界経済の悪化は、災害被災者や難民など、社会的に弱い立場にある人々の生活にさらに深刻な影響を及ぼすことが危惧されます。

また、国内では、大地震や豪雨災害への対応、H I V・エイズや新型インフルエンザへの対策が喫緊の課題となっており、あわせて急速に進む少子高齢社会の中で、医療、福祉、血液等の分野で日本赤十字社が果たすべき役割と責任は益々増大しています。

このような背景をふまえて、平成 21 年度は、事業運営のさらなる効率化と、経費の圧縮を推し進めます。一方で、厳しい環境にあるからこそ、職員、ボランティアを問わず、赤十字に関わる者が一丸となって「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という日本赤十字社の使命に基づき、国内外で社会のニーズに即した人道活動を遂行することで、国民の赤十字に対する期待と要請に応えて参ります。特に、本年は、赤十字思想が誕生して 150 周年を迎えることから、この機会を活用して、より多くの人々に赤十字に対する理解と参画を得られるように努めるとともに、日本赤十字社の国際的存在感を高めていきます。

活動を実施するにあたっては、日本赤十字社が有する人材、知見、技術といった資源を最大限に活用して確実な成果をあげるとともに、法令遵守の取り組みや会計基準の見直しを進め、広報の充実を図ることで、国民への説明責任を十分に果たします。

II 事業計画の基本方針

1 日本赤十字社の使命に基づく活動の実施

日本赤十字社の使命に基づいて既存の活動の見直しを行い、社会のニーズを的確に捉えた取り組みを、社会とまったくクロスして積極的に展開します。

2 総合力を活かした活動の実施

全社的、横断的な取り組みにより、本社、支部、病院、血液センター、社会福祉施設等が有する機能を最大限に活用し、日本赤十字社として総合力を発揮した活動の実施に努めます。このため、他施設で行っている優れた取り組みを共有化します。施設間をコンピューターネットワークで結んで、事業・経営情報等を迅速かつ的確に収集・分析するシステムを構築します。医療機器、コンピューターソフトウェア等の共同購入を積極的に進めるなど計画的、効率的な活動運営を促進します。

3 全社的広報活動の推進

「もっとクロス！計画」を通じて取り組んで来た全社的、総合的な広報活動を推進するとともに、オピニオン・リーダーの参加を得た活動を実施します。平成21年は、赤十字思想誕生から150周年を迎え、国際赤十字・赤新月運動として記念キャンペーンを展開することから、「もっとクロス！計画」の実践の機会と捉えて、社会とクロスしたキャンペーンを積極的に展開します。

4 活動の透明性の確保と説明責任の履行

日本赤十字社は、社員の参加、ボランティアの協力、国民の支援を得て活動を実施しており、法令遵守、事業の適正な執行は不可欠です。そこで、積極的な広報活動の推進、法令順守、情報システム管理体制の強化に努めるとともに、赤十字が実施する活動の透明性を確保し、説明責任を果たします。

5 活動の安全な実施と危機管理体制の強化

日本赤十字社は、受益者の安全と安心を最優先とした活動の実施に努めるとともに、事故の発生を予防するための積極的な取り組みを奨励します。併せて内部管理体制を強化します。事故の発生に際しては、迅速な報告と社会通念に合致した適正な対処が行われるよう体制を整えるとともに、事故の再発防止を図るなど危機管理体制を強化します。

6 個人、法人等に対する赤十字活動への参加の働きかけ

個人、法人等に対して社資への協力を得るほか、社会貢献のための様々なプログラムを提示して、個人、法人による赤十字活動への積極的な参加、主体的な取り組みを促進します。

7 環境に配慮した活動の実施

省エネルギー、資源の有効な活用など無駄を無くし、効率的な活動を実施します。また、活動の実施にあたって環境に配慮するとともに、環境を保護する活動にも取り組みます。

Ⅲ 平成 21 年度事業計画

1 国際活動の充実

課題と事業目標

世界各地で発生する災害はとどまることを知らず、気候変動の影響と思われる干ばつや洪水、地震などの自然災害により、毎年多くの人命と財産が失われています。また、H I V・エイズをはじめとする感染症や食糧危機などによる死者数も減ることがありません。こうした中、世界最大の人道機関と言われる赤十字の役割と責務はさらに高まっています。

日本赤十字社は、平成 20 年度に、向こう 5 年間の国際活動の実施方針として、「日本赤十字社の国際活動の基本方針（2009 年度～2013 年度）」を定めました。これに沿って、平成 21 年度は、国際赤十字の一員として、国外の緊急災害に備えた人材育成や資材整備を進めると共に、未だ復興の途上にあるスマトラ島沖地震・津波災害をはじめ、ミャンマー・サイクロン災害や中国大地震災害の被災地などで支援活動を継続します。また、保健衛生上の脅威が最も深刻なアフリカ地域を中心に疾病の予防や健康増進に重点を置いた事業への中・長期的な支援を実施します。

（1）国際活動の基本方針（2009 年度～2013 年度）に基づく事業の実施

日本赤十字社はニーズが高く、国民が期待し、日赤の能力を生かせる災害及び保健衛生への取り組み、並びに人道問題に対する国民の関心の喚起や「離散家族支援」の推進を最優先事業とする「国際活動の基本方針（2009 年度～2013 年度）」に基づいて平成 21 年度の事業を実施します。基本方針における最優先事業の骨子は以下のとおりです。

- ・気候変動等により多様化する災害に対応できるよう、給水衛生キットを開発するとともに国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）の枠組みの中で活動する各種の救援要員や初期調査要員を養成する。また紛争地における戦傷外科ニーズに取り組む赤十字国際委員会（I C R C）の緊急派遣にも対応する。
- ・国民の関心の高い大災害の場合、寄付者の期待に応え、保健医療、教育機能の再建、被災者の住居・生活再建の支援や防災対策などの分野で復興まで取り組む。

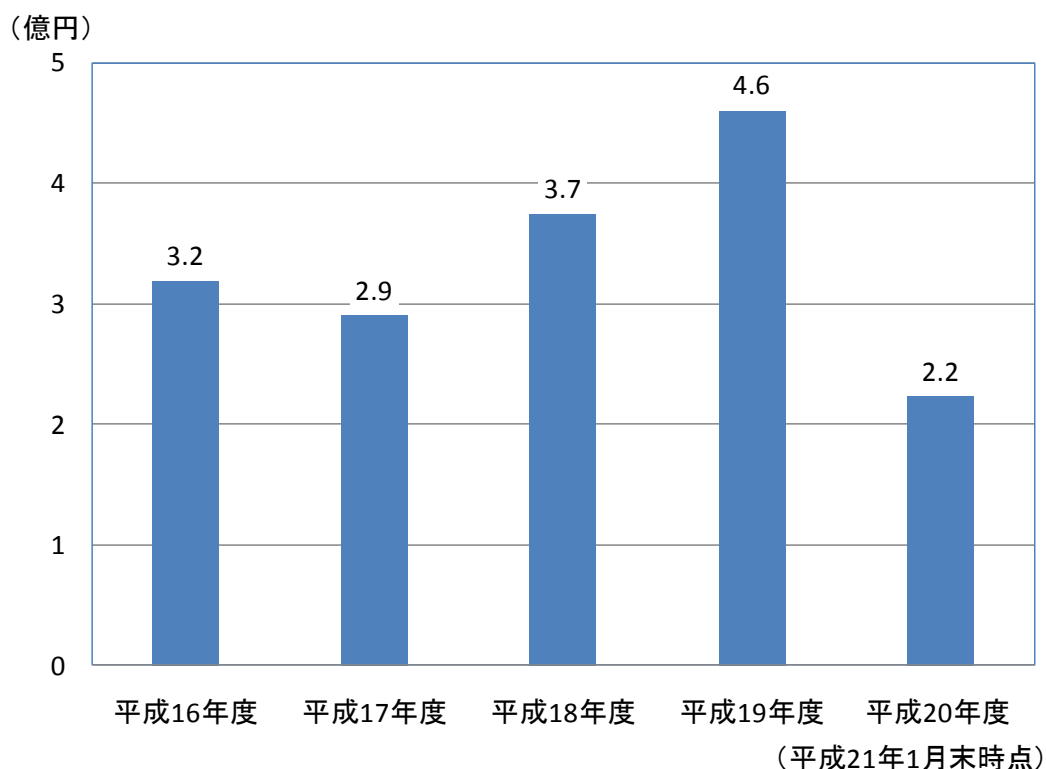
- ・災害の多発地域であるアジア・太平洋地域を中心に、住民参加型の災害予防事業への支援を開発協力の主要な柱の1つとして進める。
- ・アフリカにおいて疾病の予防と健康増進にかかる住民の知識、態度、行動の改善に重点を置いた保健衛生事業への支援を行い、国連ミレニアム開発目標の課題（乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康の改善、H I V・エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延の防止）の達成に貢献する。アフリカにおける保健衛生事業への取り組みを開発協力のもう一方の柱と位置づける。
- ・国際人道法等に関連した人道問題についての世論形成を行う。また関係支部も巻き込みながら大規模地震対策における安否調査の実施体制を整備する。

（2）災害への取り組み

ア 緊急救援

日本赤十字社は、国際赤十字・赤新月社連盟（連盟）の創設社の一つであり、現在も、連盟の中で主要な役割を担っています。国際的に緊急の支援が必要な国に対して、連盟および I C R C を通じて災害の被災者や紛争の犠牲者のための効果的な人道支援を行います。

緊急アピールへの対応額の推移



イ 緊急即応体制整備

(ア) ERU（緊急対応ユニット）

突発的な大規模災害に対し、連盟の要請に応じて常に出動できるよう、基礎保健ERUを備え、適切に維持管理します。特に平成21年度は、既存のERUの機能を拡充し、紛争時を想定したICRCの緊急対応活動にも対応するための整備を進めます。



ジンバブエ・コレラ救援で活用されたERU資機材

(イ) 救援物資整備

アジア・太平洋地域における突発的な災害に対し、より迅速に被災者に救援物資を届けるため、連盟が推奨する救援物資（1万世帯分）をマレーシアの連盟倉庫に備蓄します。また、より効果的・効率的な援助を行うための新たな備蓄地を検討するほか、これらの管理を円滑に行うための知識、経験を有する職員を養成します。



マレーシアの倉庫に保管されている救援物資

(ウ) アジア・太平洋地域広域防災支援

アジア・太平洋地域における突発的な災害への備えとして、給水・衛生災害キットをあらかじめ災害多発国や特定の地域に配備し、現地の赤十字社のボランティアとともに災害に備えた日本赤十字社との合同訓練などを実施します。平成 21 年度は、この新たな試みの初年度として、支援国の選定や事業計画の策定など、事業実施の土台づくりを行います。

ウ 復興支援

スマトラ島沖地震・津波災害（平成 16 年 12 月発災）、パキスタン北部地震災害（平成 17 年 10 月発災）、ジャワ島中部地震災害（平成 18 年 5 月発災）、ミャンマー・サイクロン災害（平成 20 年 5 月発災）、中国大地震災害（平成 20 年 5 月発災）などの大規模災害の被災地において、被災地域住民の命と健康を守り、将来の災害を予防するための復興支援事業を実施します。

(ア) スマトラ島沖地震・津波災害被災者復興支援

5 カ年復興支援計画の最終年度となる平成 21 年度は、マングローブの植林を通じた地域防災や、村々での保健衛生知識の普及など、被災地の状況改善に向けた活動を実施するとともに、事業成果の持続性のためにこれらの活動を地元赤十字社などに引き継いでいきます。また、事業評価を実施してこれまでの活動の成果を確認し、あわせて将来に向けた提言を行います。

(イ) パキスタン北部地震災害被災者復興支援

発災から 4 年目を迎えた被災地では、主として給水・衛生施設や被災中学校、職業訓練センターの建設・再建等を継続します。給水施設やトイレ・排水処理システムの建設とあわせて、衛生教育の普及にも取り組みます。被災したコミュニティの生活再建支援（職業訓練や農業支援）も引き続き実施します。

さらに、将来の災害に備えて、パキスタン赤新月社の災害対応能力を向上させるため、支部建物の整備を進めます。

(ウ) ジャワ島中部地震災害被災者復興支援

平成 21 年度は、身障者の生業支援や貧困地域での雨水貯水槽の設置など、社会的弱者に焦点を当てた支援を継続します。また、事業評価を実施し、これまでの活動成果の確認と、将来に向けた提言を行います。

(エ) ミャンマー・サイクロン災害被災者復興支援

発災後に始まった緊急救援が終了し、復興支援が本格的に始動しました。平成 21 年度は住宅再建、生計再建、保健・衛生、防災対策、小学校建設等の事業を支援していきます。従来のもものよりも雨風に強い住宅や小学校を建設し、生計手段を失った被災者が農業や漁業等の生業を再開し、経済活動が営めるように支援します。同時に、住民や学校の児童を対象にした健康・衛生教育や、ボランティアを対象にした防災の研修を行い、今後の災害に対応できる人材を育成します。



支援物資を配布する日赤派遣職員

(オ) 中国大地震災害被災者復興支援

被災地では損壊した施設や建物の再建が急ピッチで進んでいます。日本赤十字社も被災した 3 省（四川省、陝西省、甘肅省）で、現在も仮設プレハブ施設等で診療や授業を行っている病院施設 57 カ所および学校 12 校の再建を支援します。また、家屋の 9 割が倒壊した四川省綿竹県九龍において、住宅再建を必要とする全ての世帯、約 4700 戸の個人住宅の再建を支援するほか、住宅再建地の被災者の生計支援や水関連施設の復旧、保健衛生の指導等、総合的な生活支援も行います。



越冬のための支援物資を手渡す日赤派遣職員

エ 地域社会に根ざした災害予防

災害による被害を軽減させるためには、いかに将来の災害に備えて対策を講じておくかが重要となります。地域の災害対応能力を高め、災害リスクを軽減するために、住民やボランティアの参加を得て、地域に根ざした草の根レベルの災害対策活動を支援していきます。

日本赤十字社は毎年台風が襲来し、沿岸地域の住宅や田畑が被害を受けているベトナムにおいて展開している、同国赤十字社の災害対策・マングローブ植林事業の支援を行っています。



マングローブの植林を行う赤十字ボランティア

(3) 保健衛生への取り組み

政府の力が必ずしも十分ではない開発途上国では、数多くの人々が基本的な保健サービスを受けられずに命を落としています。日本赤十字社は、HIV・エイズをはじめとする様々な感染症の予防教育など、保健衛生上の脅威に繰り返しさらされる中で、自助努力の活動ができるように支援を行っています。

また、保健衛生上の脅威が最も深刻なアフリカ地域において、人々の疾病の予防と健康増進にかかる知識、態度、行動の改善 (behavior change) に重点を置いた支援を強化していきます。

ア ケニア地域保健強化事業

感染症や新生児特有の病気が原因の5歳未満児の疾病や死亡の減少に貢献するため、日本赤十字社はケニア赤十字社とともに平成19年11月から地域保健強化事業を開始しました。この事業では地域保健師とボランティアを中心とした住民ネットワークを強化することで、人々の保健医療サービスへのアクセスを向上させることを目的としています。

地域保健師やボランティアを通じた保健教育を実施し、健康促進を図るほか、移動診療、薬剤を塗った蚊帳の配付等の活動を行っています。また、事業対象地域内にある25の保健医療施設に無線網を設置し、搬送システムの強化を支援していきます。



蚊帳に殺虫剤を染み込ませる活動

イ ウガンダ母子保健事業

妊産婦死亡率（出生数10万件あたりの死亡数）が550と非常に高いウガンダにおいて、国連ミレニアム開発目標5「妊産婦の健康の改善」に貢献することを目指し、妊産婦の安全な出産にかかる支援を新たに開始します。

妊産婦に安全な出産のためのキット「ママ・バッグ」を配布し、地域保健師や赤十字ボランティアを通じて安全な出産に関する知識の普及や産前産後のケアなど保健教育を行います。

ウ ジンバブエ及びインドネシアにおけるHIV・エイズ事業

日本赤十字社はHIV・エイズの状況が世界で最も深刻な南部アフリカのジンバブエ及びアジア地域の中でHIV感染率が最も急増しているインドネシアにおいて、HIV・エイズ対策事業を支援しています。平成21年度も、①HIV陽性者やエイズ患者に対するケアとサポート、②HIV・エイズに関する正しい知識と予防策の普及、③HIV・エイズに対する社会的な差別と偏見をなくすための活動を支援していきます。



予防教育の授業を熱心に聞く高校生たち

エ 昭憲皇太后基金への資金拠出

昭憲皇太后基金は、明治45年(1912年)第9回赤十字国際会議の際に昭憲皇太后が赤十字の平事業を奨励するために国際赤十字に10万円を寄付されたことにより創設されました。日本赤十字社は、開発途上国の開発協力に資することを目的として、同基金の増額を図るために平成15年度から毎年500万円の資金拠出を継続的に行っています。

なお、同基金は平成21年度も国際赤十字による選考手続きを経て、開発途上国の赤十字社を通じた人道活動を支援するために活用される予定です。

(4) 人道問題への関心喚起

ア 国際人道法等に関連した人道問題への関心喚起

イベントや広報媒体を通じて、紛争や災害によって苦しむ人々の現状、赤十字の救援活動や国際人道法の普及などの取り組みを広く伝え、赤十字に対する理解・協力を求めています。

「NHK海外たすけあい」キャンペーンの一環として実施する「赤十字シンポジウム」のほか、国際協力団体が集う広報イベント等にも積極的に参加します。また、「赤十字国際ニュース」などを通じて人道法に関連した人道問題の世論形成を行っています。



国際協力イベント「グローバルフェスタ」への出展



赤十字シンポジウムの開催

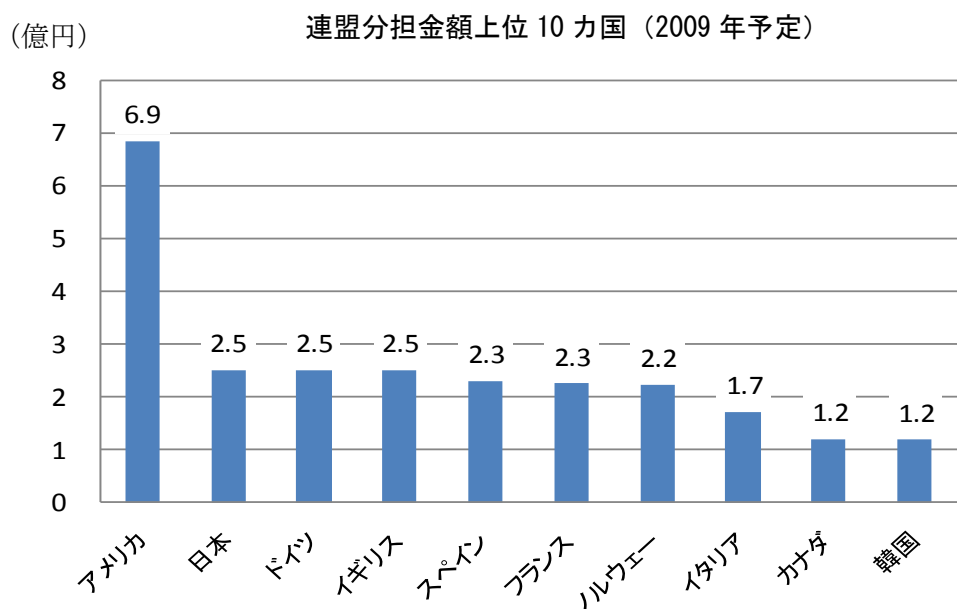
国際赤十字の離散家族支援戦略を踏まえながら、紛争や自然災害等によって離散した家族の再会を促進し彼らの苦痛を軽減させるとともに、日本国内で大規模災害又は武力攻撃事態等が発生した場合には、日本赤十字社防災業務計画および国民保護法に規定された在日外国人の安否調査業務を十分に遂行できるよう、国内体制の整備を図ります。

平成 21 年度においては、安否調査依頼に応じた業務を継続するほか、支部を巻き込みながら安否調査業務手順及び実務マニュアルの改訂等も含めた大規模地震における外国人の安否調査にかかる日本赤十字社内部の体制整備を行います。

(5) 国際赤十字への貢献

ア 分担金等拠出

紛争、災害時の救援活動をはじめ、健康増進や防災活動への協力等、各国赤十字社の活動基盤を支える国際赤十字機関本部の管理経費への資金拠出として、I C R C に対し任意拠出金 7 千 800 万円、連盟に対し 2 億 5 千万円（加盟社分担総額の 7%相当）の拠出を行います。



イ 国際赤十字の政策論議等への貢献

連盟理事会や支援社会議、各地域赤十字社幹部会議等に日本赤十字社の役職員が参加し、国際赤十字の政策や方針・事業運営について提言を行い、活動の円滑な推進を図ります。日本赤十字社は、アジア・太平洋地域を代表する連盟副会長が属する赤十字社として、地域内の各社間の調整的役割を担います。

また、I C R C 駐日事務所への協力を通じ、I C R C がアジアに広がりをもつように支援をしていくとともに、I C R C の協力を得て、国内広報活動を行うことにより、国内における「統一された赤十字のイメージ」の確立・周知を図ります。

(6) 国際活動実施体制の充実・人材確保

全国 5 ヶ所の国際医療救援拠点病院と連携し、海外派遣要員を育成すると共に、海外派遣に確実に結びつく効果的な研修を実施するよう体系を見直します。

新規登録者を 30 名養成し、既登録者についても実践力を向上させます。地域内災害対応チーム (RDR T) など多様なニーズに緊急派遣できるよう、保健分野を中心に人材を養成します。より多く現場を踏ませることで、実務経験と知見を積む機会を設けていくほか、育成・派遣した人材が健康かつ安全に活動を行えるよう、支援体制を拡充します。

平成 21 年度に実施する主な研修 (本社主催)

研修会名	目的	対象人数
国際救援・開発協力要員基礎研修会 (IMPACT)	海外での赤十字の業務に必要な知識・技術の習得→修了者は派遣要員として登録	約 35 人
基礎保健 ERU 研修会	緊急対応ユニット (ERU) の活動に必要な知識・技術の習得	約 30 人

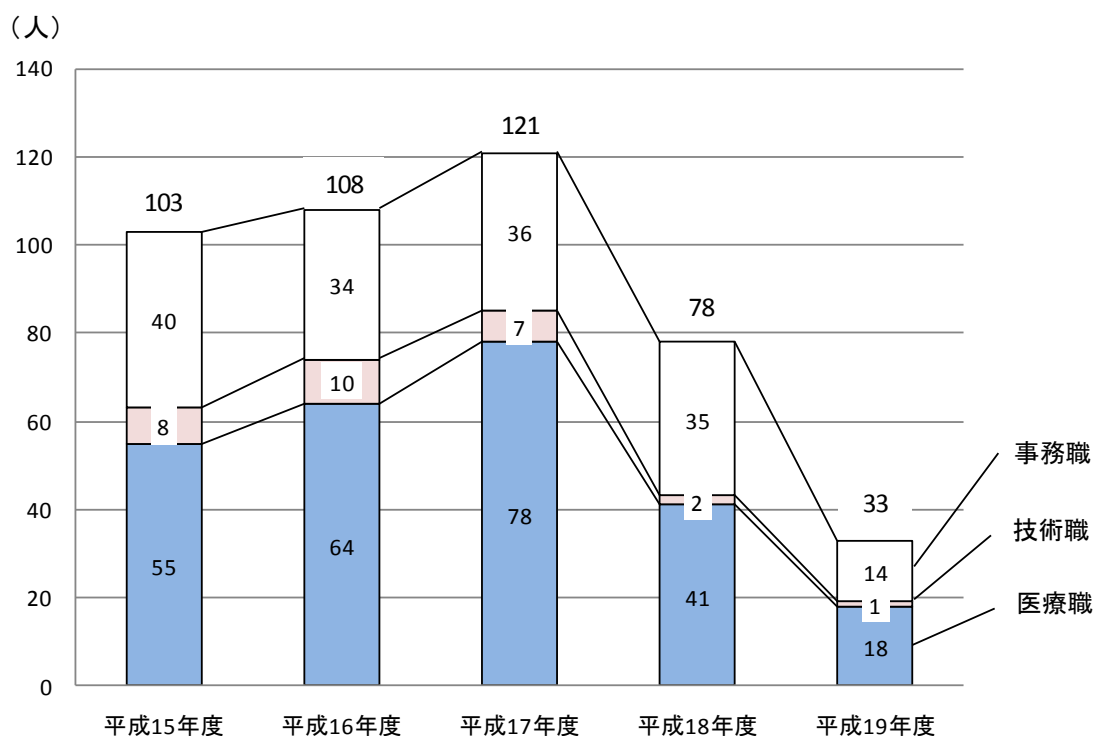


国際救援・開発協力要員基礎研修会 (国際赤十字の講師による討議)



基礎保健 ERU 研修会 (テントの設営訓練)

派遣職員数



(7) その他の国際活動

ア 国際交流

日本赤十字社の各都道府県支部、病院、血液センターなど各施設の職員研修として、赤十字ボランティアによる親善訪問として、また、青少年赤十字の国際理解・親善活動の一環として、海外の赤十字関連施設への訪問、海外からの医療・看護等の研修、学生ボランティアや青少年赤十字メンバーの受け入れを実施します。

イ 在サハリン「韓国人」支援事業

政府の委託を受けて、大韓赤十字社と連携・協力しながら、第二次世界大戦後サハリンに残留した「韓国人」の大韓民国への一時帰国及び永住帰国並びに永住帰国者のサハリン再訪問の支援を行うとともに、サハリンに留まることを希望する「韓国人」に対しては、新たに医療相談サービスを提供します。

2 国内災害救護体制の充実強化

課題と事業目標

日本赤十字社は、人間のいのちと健康、尊厳を守るという使命を達成するために、災害が発生すると、救護をはじめとした災害救護活動を実施します。

近い将来、東海地震、東南海・南海地震といった大規模地震の発生する確率が高いと言われています。

日本赤十字社では、東海地震等の大規模地震の対応計画を策定するとともに、訓練等により検証を行い、対応計画の実効性を高めていきます。

災害発生直後の医療の確保が困難である超急性期から慢性期まで長期にわたる災害救護活動において、医療をはじめ、被災者の要望に対応した活動を実施します。

災害の超急性期(発災後 48 時間)においては、迅速な出動と活動の着手が必要となることから、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うことのできる専門的な医療チームを養成する研修を開始するとともに、災害時のこころのケア活動を実施できる救護員を養成します。

(1) 大規模地震災害への備え

ア 災害救護に関する計画・要領の策定

国は、大規模地震対策特別措置法により、東海地震を想定した対応計画を策定しています。この計画では、東海地震が発生すると静岡県、愛知県を中心とする8都県174市町村に被害が及び、被害が比較的少ないといわれる予知型であっても、地震の揺れ、津波、火災等により2,000人を超える死者が出るのが想定されています。

日本赤十字社では、平成20年に「東海地震対応計画(案)」をまとめ、平成21年1月には同対応計画に基づく訓練を実施しました。



東海地震対応計画に基づく訓練

平成 21 年度は、同対応計画に基づき各支部でも対応計画を策定し、日本赤十字社の全職員が東海地震対応計画の内容に対する共通認識を持つとともに、対応計画に基づいた訓練の実施と検証を行い、被災者のための効果的な救護活動が実施できるように取り組みます。

イ 救護員等の養成

日本赤十字社は、全国に 488 個班の常備救護班を編成しており、約 7,000 人の救護班要員は、災害の発生とともに迅速な派遣と円滑な活動を実施するために、支部、ブロック単位で災害救護訓練に参加し、知識と技術の修得に努めています。

救護班要員のうち看護師については、災害看護に関する長年のノウハウを活かして救護看護師養成研修実施要綱に基づき教育が行われています。

他方、各支部、ブロック単位で行われている医師を含めた救護班要員の研修については、各支部独自の研修プログラムに任されていました。

想定される東海地震等の大規模災害においては、全国の救護班が被災地で一体となって救護活動を実施することが予定されることから、いつ被災地へ派遣されても赤十字の救護班としての能力を十分に発揮できるように、救護班要員の標準研修プログラムを作成し、救護活動の向上に資することにします。

ウ 救護資機材の整備

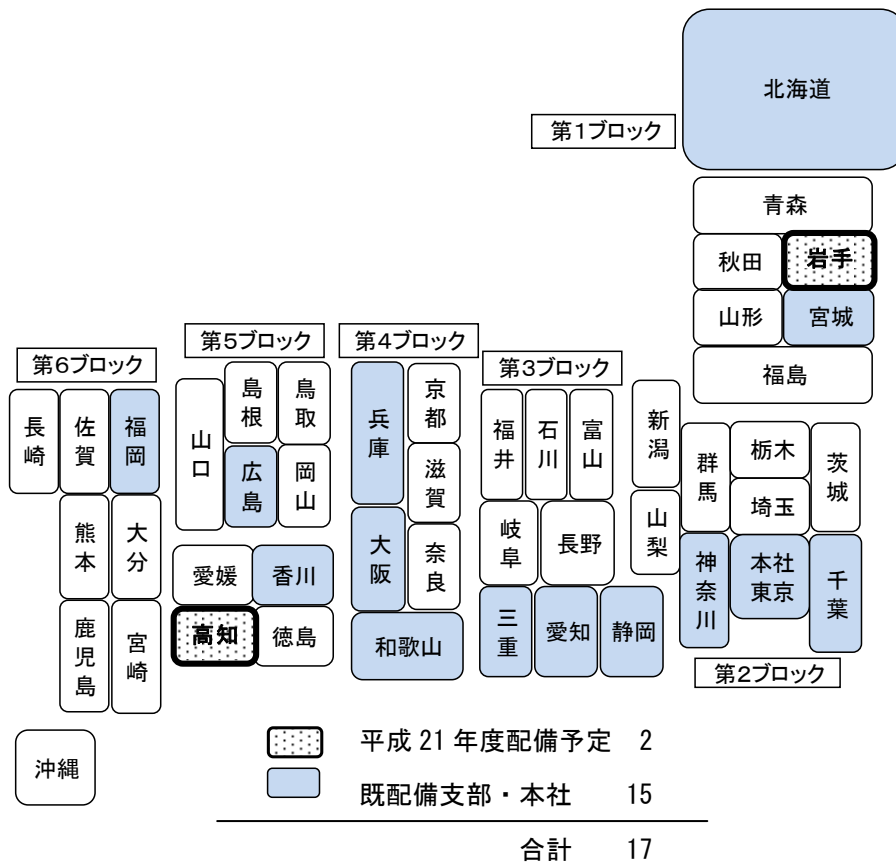
災害の特性や技術水準の発展・進歩に応じた救護資機材の整備については、国庫補助金などを受けながら、計画的に進めてきました。

災害時の移動式仮設診療所（d E R U）については、平成 16 年度から年次計画により、平成 20 年度末までに 15 の支部、施設への配備を終了しましたが、大規模災害等の広域災害に対応するため、平成 21 年度以降も同仮設診療所の整備を進めることとし、平成 21 年度及び 22 年度にそれぞれ 2 支部ずつ整備を進めます。



災害現場で活動する d E R U

災害時の移動式仮設診療所（d E R U）配備状況



(2) こころのケア実施体制の強化

日本赤十字社は、被災された方々の精神的な苦痛を少しでも和らげることがを目的に、こころのケア活動を実施してきました。

これまでに、本社が開催したこころのケア指導者養成研修会を修了した指導者は、全国で280人を超えましたが、これらの指導者により、各支部で、こころのケア研修、また、昨年からは赤十字防災ボランティアを対象としたこころのケア研修も実施しています。

赤十字が行うこころのケアは、心理カウンセラーや精神科医といった専門家による対応・治療ではなく、誰でも実施できる内容に主眼をおいた活動です。

平成21年度も引き続きこころのケア指導者の養成を行い、各支部が実施するこころのケア研修の充実、こころのケア要員の拡充を図ります。

(3) 新たな防災ボランティア制度の構築

赤十字防災ボランティアの活動については、ボランティア活動マニュアルや災害時の活動を効果的に行うための研修体系の整備が求められており、また、広域災害時における県外からのボランティア派遣システムの構築など、多くの課題があげられています。

平成 21 年度には、赤十字防災ボランティアの活動を推進していくための方策として、活動マニュアルの作成や研修体系の整備等を行い、災害時に防災ボランティアとしての能力を発揮できる体制づくりを進めます。

(4) 日本DMAT（災害派遣医療チーム）との協働活動

阪神・淡路大震災を契機として、平成 17 年に国（厚生労働省）が災害の超急性期（発災後 48 時間）に活動できる災害派遣医療チーム（DMAT）を整備してから 3 年余が経過します。

災害時には、特に災害の規模が大きくなればなるほど、発災直後の情報が乏しく、被災地の状況が判明しません。こうした状況下で、医療が確保できれば失われずに済むはずであった生命を救うことを目的としたDMATの活動は、日本赤十字社の災害救護活動と共通の目的を有するものであり、被災地において迅速に効率のよい活動を実施するために、赤十字の救護班はDMATと協働することにし、平成 20 年度末の試行を経て、平成 21 年度から日赤DMAT研修を開始します。

3 健康・安全のための知識と技術の普及

課題と事業目標

日本赤十字社は「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命にもとづき、全国各地で人命を救う方法や健康で安全に暮らすための知識と技術を伝える講習を行っています。

少子高齢社会を迎えた今日において、赤十字に寄せられるニーズはさらに高まっており、日本赤十字社では変化する社会ニーズに合わせて講習の内容や体系の見直しを行ってきました。

平成 21 年度からは、家庭看護法を再編し、受講者が受けやすく、日々の生活に役立つ講習を目指した「赤十字健康生活支援講習」を新たに開始します。

また、災害等においては高齢者が被災者になり得ることが多く、その影響も深刻化している現状から、引き続き災害時高齢者生活支援講習の普及を図ります。

救急法をはじめとする各講習について、平成 21 年 4 月から救急法救急員等の資格継続研修が始まります。資格継続研修を通して受講者に対し、常に新しい知識や技術を普及します。

(1) 赤十字健康生活支援講習の実施

介護保険制度の進展等に伴い、社会の関心が家族の介護から自分自身の健康増進・介護予防へと移ってきていること等をふまえ、高齢者の自立をめざした介護に焦点をあてた従来の家庭看護法講習の見直しを進めてきました。

その結果、平成 21 年度から従来の家庭看護法の内容を再編し、名称を「赤十字健康生活支援講習」に改めて、普及することになりました。この講習では、高齢者の自立支援や、高齢期を迎える前からの健康管理への備えなどにも焦点をあてて、誰もが迎える高齢期を、人間としての尊厳を保ちながら過ごし、支えあうことの出来る社会をめざします。

今後 5 ヶ年で、800 万人と言われる団塊の世代の 5%にあたる 40 万人への普及を目標とします。

赤十字健康生活支援講習（12時間）の内容

高齢者の健康と安全のために
生活習慣病の予防 生活不活発発病の予防 高齢者に起こりやすい事故の予防と手当
地域における高齢者支援に役立つ知識と技術
支援活動の心がまえ 感染予防 レクリエーション、リラクゼーション 車椅子・杖を利用している人への散歩の誘導
日常生活の具体的な介護の知識と技術
自立をめざして移動 食事のすすめ方 排泄ケア用品の使い方 ホットタオルによる熱布浴の方法 認知症高齢者への理解と対応 在宅での看取りの要件
参考 ～高齢者虐待について～



赤十字健康生活支援講習教本

(2) 災害時高齢者生活支援講習の実施

平成 19、20 年度に引き続き、災害時に避難所生活を余儀なくされた高齢者を支援する方法を、一般市民を対象に普及します。

被災高齢者に対する支援について理解者を増やし、高齢者が受ける災害による影響を最小限に抑えることをめざします。平成 21 年度は 5 万人への普及を目標とします。

災害時高齢者生活支援講習 3 ヶ年計画 (単位：人)

	目標数	実績数
平成 19 年度	15,000	34,911
平成 20 年度	30,000	—
平成 21 年度	50,000	—

(3) 救急法等講習の普及と資格継続研修の実施

平成 19 年 4 月から、一般市民が行う AED (自動体外式除細動器) の使用を含めた一次救命処置の一層の普及を目的とした取り組みが始まり、さらに各養成講習の内容の充実を図るとともに、救急法基礎講習を創設するなど講習体系を整理し普及に取り組んできました。

平成 21 年 4 月からは、救急法救急員等の資格継続研修を開始し、研修の受講者に常に新しい知識や技術を普及します。

また、この資格継続研修の中で、赤十字の事業を紹介し、より多くの受講者の赤十字への理解を深め、様々な活動に参加していただけるように努めます。

救急法講習等における資格名

- ・救急法救急員
- ・水上安全法救助員
- ・雪上安全法救助員
- ・幼児安全法支援員
- ・健康生活支援講習支援員

4 医療事業の充実

課題と事業目標

昨年から続く世界規模による金融不安の影響を受け、日本においても株安、円高が進み景気的大幅な減速を招いています。医療界においても、政府の財政支出の抑制・削減による痛みを伴った改革が行われてきた結果、医療提供体制は疲弊し、地域によっては医療崩壊と言われる事態に陥っています。また、全国的な医師不足の波及で経営悪化が進む医療施設が拡大し、医療経営環境は依然として厳しい状況にあります。このような中、公立病院を含む病院の閉鎖が一部で行われるなど、地域の医療提供体制そのものが問われており、住民や行政からは、赤十字医療施設に対する中核医療機関としての期待が益々高まっています。

平成 21 年度においても、病院を取り巻く経営環境は厳しい状況が続くと予想されます。全国の赤十字医療施設においては、国の政策的医療に的確に対応し、救急医療、がん診療、へき地医療等の公的医療機関としての役割を果たすとともに、他の医療機関にはない国内外の災害救護活動等の赤十字事業についても積極的に使命を果たし、特色ある病院としての存在感を示していきます。さらに、各医療施設の事業運営の円滑な実施を支援するため、医療事業に係る本部機能の強化を図ります。

(1) 赤十字医療施設の特色を発揮した事業の強化

「赤十字病院の赤十字としての機能に関する自己評価」を実施してきましたが、災害時の被災患者の院内受入れ体制や院内救護訓練の充実など、さらに強化が必要な項目について、支部と連携して改善に取り組みます。また、国際救援、開発協力や国内災害救護活動をさらに拡充し、社会福祉事業や血液事業など他の赤十字事業との連携を強化して、医療・保健・福祉への総合的な取り組みを行い、赤十字の特色を発揮した事業運営を進めます。

(2) 医療制度改革等への対応

第 5 次医療法の改正を踏まえて、新たな医療計画の中で医療機能の分化・連携等に的確に対応し、地域において切れ目のない医療を提供します。

また、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4つの疾病と救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療の5つの事業については、各都道府県の医療計画において、地域の中核医療機関としての機能を判断する指標となることから、地域における医療提供に関する診療機能、人材や設備等を的確に分析し、積極的な対応を図ります。



救急患者をヘリコプターで病院に搬送する訓練

(3) 赤十字医療施設の運営の健全化

深刻な医師不足等の影響により、医療施設運営が極めて困難な環境が続く中、効率的な運営体制を構築し、安定的な病院機能を発揮できるよう、経営体質を強化します。

ア グループメリットを生かした共同事業の推進

赤十字医療施設全体としてのグループメリットを生かして、大型医療機器（MRI、CT等）、医療用ベッド・周辺器具および後発医薬品等の共同購入を実施し、各医療施設の費用削減を図ります。また、全国で統一運用している会計、人事、給与システムの機能を強化し、さらなる事務の効率化・迅速化を図ります。さらに、医療事故や院内感染対策について、各施設の実施状況や効果的取組みの情報を共有して、予防対策を推進するとともに、全国的な医師不足の問題についても、各施設間の連携・協力体制を構築して医師派遣事業の充実を図ります。今後、さらに赤十字らしさを出したグループ総合力を発揮していくために、本部として各医療施設に対する支援を強化します。

イ 経営の健全化

平成19年度の医療施設特別会計規則改正の内容に応じ、経営分析能力、財務管理能力等の医療施設の経営管理に関する能力の向上を推し進めます。また、新たに導入されたキャッシュ・フロー計算書を活用し、これまでの

収益と費用の状態を表す損益の状況だけでなく、資金の増減についても正確に把握して、健全な経営に努めます。

(4) 安全・安心な医療提供体制の構築

医療事故等事例の分析・再発防止対策の立案と周知を図るほか、医療安全担当者の知識・技能を向上させて、医療安全管理体制の充実・強化に取り組みます。各医療施設においても、医療安全推進室と各部署が連携して、医療事故や院内感染の防止に努め、安全・安心な医療の提供に努めます。



新型インフルエンザの大流行に備えた訓練

また、世界的大流行が危惧されている新型インフルエンザが発生した場合、各医療施設が迅速かつ適切に必要な医療機能が維持できるよう対応を進めます。

(5) 医療に携わる人材の育成と確保

ア 医師の育成

各医療施設に設置を進めている教育研修推進室が中心となって、施設内の教育機能を高め、職員の教育・研修を計画的に進めるとともに、各医療施設の研修環境の整備、指導体制を強化します。また、グループメリットを生かして、医療施設間で連携して協力関係の構築及び研修プログラムの充実を図ります。



指導医の養成講習会

イ 医師の確保

医師確保の困難な医療施設への医師派遣を行うため、2ヵ所の医師派遣拠点病院を中心とした支援を継続して実施するほか、定年退職後の医師の

再就職を調整する「退職医師等登録・紹介システム」の更なる普及を図ります。また、院内保育所の整備や夜間保育の実施、当直の免除など女性医師等が働きやすい環境の整備を進め、女性医師の再就業のための研修受入れを継続します。

5 看護師の教育

課題と事業目標

大学志向の中で、看護専門学校での教育は優秀な学生を確保し、効率的・効果的な学校運営により赤十字看護教育の質を保証し、赤十字が提供する医療全体の質の保証につなげていきます。あわせて、大学における教育内容の充実を推進します。

また、質の高い看護を提供するため、キャリア開発を支援するとともに、看護師確保と働きやすい職場づくり等、定着促進を強化します。

(1) 看護教育の充実

ア 学生の積極的確保

広報の対象を教員及び保護者を含む教育関係者へ拡大するため、ホームページの充実、学校訪問、赤十字看護教育の特色のアピールや奨学金制度を充実し、学生の積極的な確保に努めます。



看護専門学校での授業

イ 教育の質の向上

教育の質を向上するため、第三者評価を受けての改善と公表を実施します。また、計画的な専任教師の配置、人事交流システムを活用した確保に努めていくとともに、教員数、赤十字の専任教師要件や研修の整理等、看護師養成に関する規定の見直しを図ります。

日本赤十字学園の運営する看護大学は、平成 21 年度から日本赤十字秋田看護大学の開設によって大学 6 校、短大 1 校となります。大学における赤十字教育内容の一層の充実、また大学と医療施設の連携を強化し、赤十字に関する研究活動、教員による国内外の救護活動、訓練への参加等について推進し、看護教育の質の向上に取り組めます。

(2) 看護師の確保と質の向上

ア 看護師確保と定着促進

新卒看護師を確保するために、募集のための広報活動を強化し、説明会や学校訪問等を積極的に実施していきます。また、潜在看護師を対象とした研修会、説明会等を積極的に開催し、就労後も働きやすい職場環境の整備に努めて、定着を図ります。

施設間で行う人事交流システムを構築して、赤十字のグループメリットを活かした看護師確保に努めます。

イ 看護職としてのキャリア開発

赤十字の看護師として能力の向上を図る継続教育システムをより一層充実し、キャリア開発を支援します。看護管理者・看護教育者の実践力を高めるため、また国際救援活動に参加する看護職のためのキャリア開発システムの整備を進めます。

日本赤十字社の看護大学が開設する専門看護師、認定看護師養成課程を有効に活用し人材を育成します。

さらに、医療施設・血液センター・社会福祉施設等に勤務する看護職が赤十字の看護師として連携強化を図って、専門職としての質の向上に取り組めるよう、合同研修会を開催し一体感の醸成を図ります。



新人看護師の研修

6 血液事業の推進

課題と事業目標

血液事業については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」や薬事法等の関係法令を遵守し、採血事業者及び製造販売業者として適正かつ確実な事業運営にあたります。

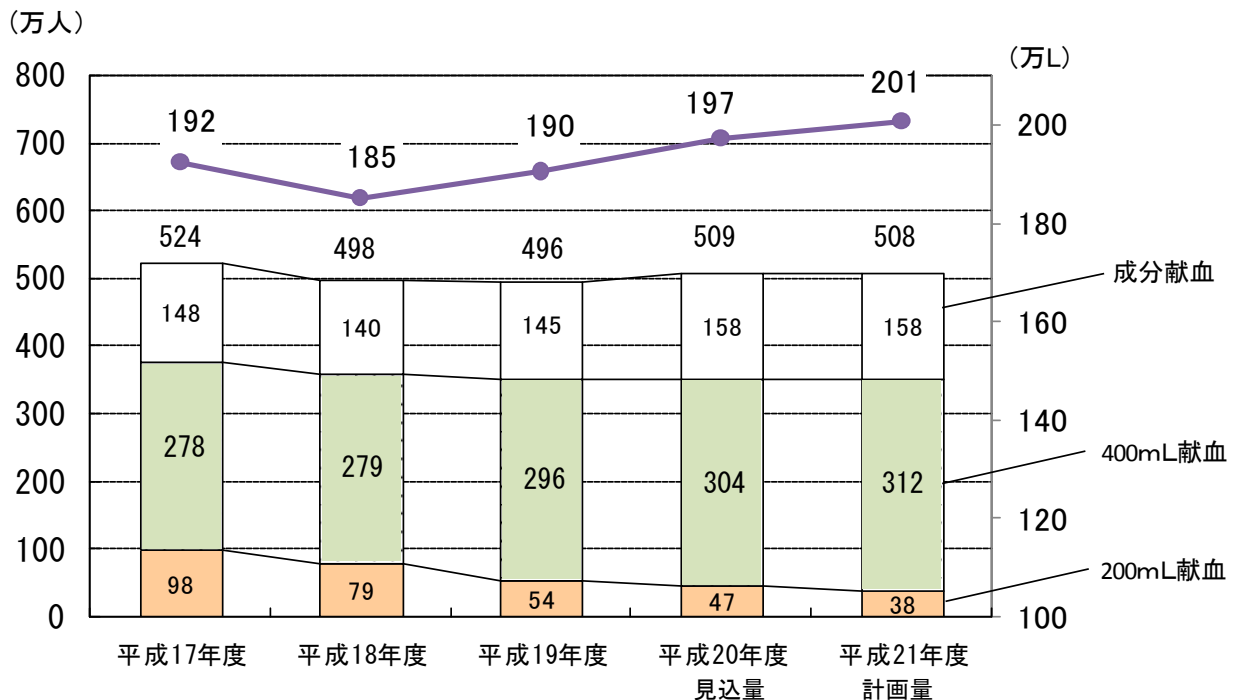
少子高齢社会が進む現状において、安定的な献血者確保は特に重要な課題です。献血者の安全性と利便性に配慮し、立地条件等を配慮した採血所の設置、移動採血車による計画的な採血等、受入体制の整備及び充実を検討するとともに、献血者が安心して献血できるように、職員の教育訓練を充実し事故防止・安全確保及び一層のサービス向上に努めます。

また、機能に応じた施設整備を進めるとともに、常に変化している社会状況の中でも継続的かつ安定した事業運営ができるように、新たな体制の構築に向けての検討、準備を進めます。

(1) 採血計画

平成21年度は、医療機関における血液製剤の需要動向等を踏まえ、全血採血約350万人（前年度比99.8%）、成分献血約158万人（前年比99.9%）合計約508万人（前年比99.8%）の献血者の受入れを計画しています。400mL献血を推進するとともに、一時的、あるいは季節的な輸血用血液製剤の不足にも十分対応できるよう、献血受入体制の柔軟な対応を図るなど、需要に見合った血液の確保に努めます。

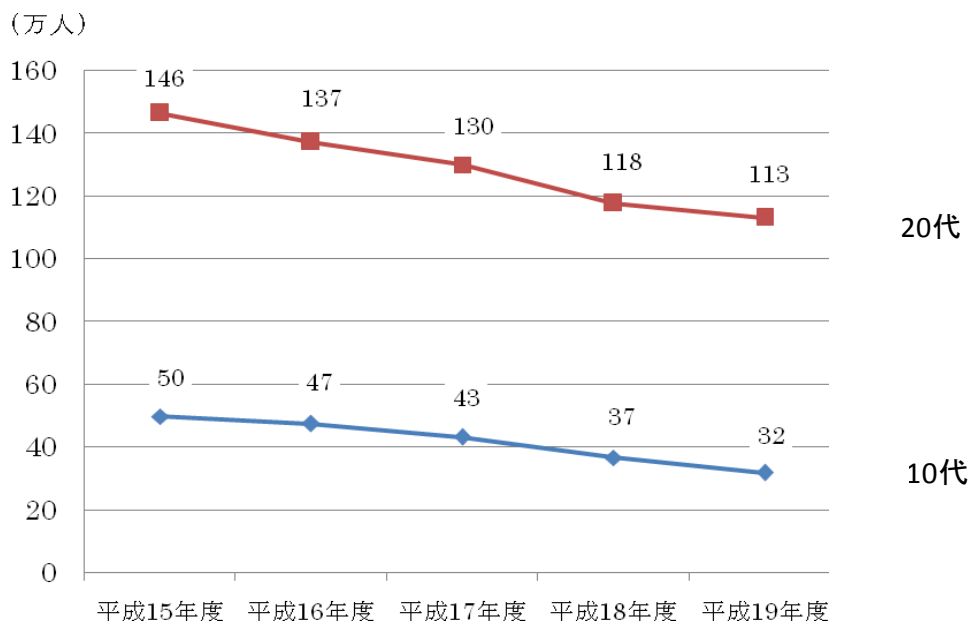
献血者及び献血量の推移と計画



ア 献血者の確保対策

10代・20代の献血者の減少傾向は血液事業にとって喫緊の課題です。平成21年度も引き続き若年層への普及活動をはじめとして、広く国民に向けて全国キャンペーンを実施するなど、各種広報媒体を活用し、国、都道府県及び市町村と連携して積極的な広報活動を展開します。

10代・20代の献血者数の推移



平成21年度に予定されている主なキャンペーン

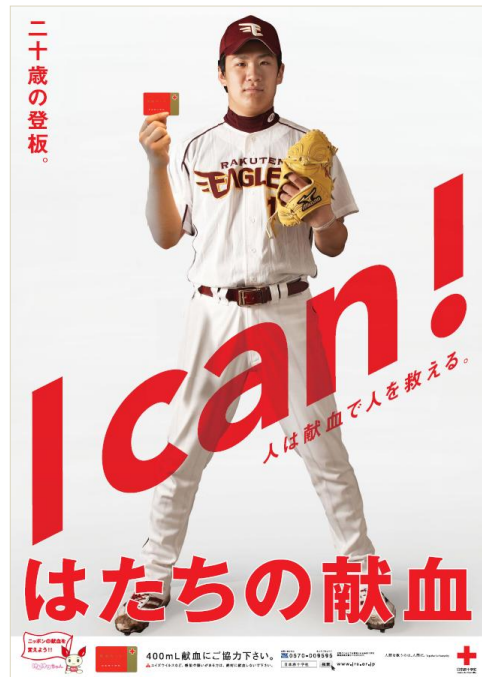
- ・「愛の血液助け合い運動月間」(7月)
- ・「第4回いのちと献血俳句コンテスト」(10～2月)
- ・「全国学生クリスマス献血キャンペーン」(12月)
- ・「はたちの献血キャンペーン」(1～2月)
- ・「春の献血キャンペーン」(3～4月)



キャンペーンの様子



いのちと献血俳句コンテストポスター



はたちの献血キャンペーンポスター

イ 献血構造改革

国が平成17年度から5か年計画で推進している「献血構造改革」を受け、若年層の献血推進、安定的な集団献血の確保及び複数回献血の推進に努めます。

(ア) 複数回献血協力者の確保

複数回献血を推進するため、「複数回献血クラブ」を運営し、継続的な献血への協力者を会員として、携帯電話やインターネットを通じて、血液センターから会員に献血に関する情報を届けるサービスの提供や講演会を実施するなど、更なる会員の募集に努めます。

(イ) 若年層献血者等の確保

将来に向けての若年層を中心とした献血者確保の一環として、夏休みなどを利用した青少年（小中高生）等の血液センター見学会や各種体験学習を通じて献血の重要性を学び将来の献血者の開拓を行う「青少年献血ふれあい事業」や血液センター単位で、地域の施設などを利用して、若年者向けのセミナーを開催する「若年者献血セミナー事業」を実施します。



親子教室の様子



若年層セミナーの様子

(ウ) 献血協力組織育成研修

献血協力団体（ライオンズクラブ、学生ボランティア団体等）に対して、研修会等の開催により団体相互の連携強化を図ります。

(エ) 献血協賛企業の活動推進

献血に協力いただいている企業及び団体が行う献血活動を社会貢献の一つとして広く一般社会に認知していただくために、実績のある優秀な企業・団体に対して国が定めたロゴマーク等を発行することにより、企業・団体が行う献血活動の普及・拡大を図ります。



企業献血の様子

ウ サービスの向上

献血者の健康管理に役立てるため、時代に即した検査サービスを目指して、平成 21 年 3 月から新たに糖尿病関連検査項目であるグリコアルブミン検査を導入します。

平成 21 年度は、低比重により献血に協力できなかった方に対して健康相談等の実施を計画しています。



検査サービス通知

(3) 安全対策

日本赤十字社がこれまでに実施してきた安全対策として、献血者本人確認の実施、新鮮凍結血漿の貯留保管、核酸増幅検査（NAT）の精度向上、新たな感染症検査方法の導入、保存前白血球除去及び初流血除去、遡及調査等があります。これらを引き続き実施するとともに、平成21年度は以下の検討を行います。

ア 輸血関連急性肺障害（TRALI）対策の検討

輸血後副作用として発症することがあるTRALIは、血液製剤中の白血球抗体が、輸血を受けられた患者さんの血液中の白血球やリンパ球と反応して、重篤な呼吸障害を呈する副作用です。原因の一つとしては、妊娠等で産生された白血球抗体を有する献血血液によることが最近の研究で分かってきました。このため、幾つかの血液センターで男性献血者からの血液を主体とした新鮮凍結血漿の製造の試みを行っており、その結果に基づき更なる検討を行います。

イ ウエストナイルウイルス（WNV）対策の検討

WNVに感染したヤブ蚊などに刺されることでウイルスに感染します。通常、人間同士の直接感染は起こりませんが、輸血と臓器移植は例外です。感染するとウエストナイル熱を発症します。日本国内では、平成17年9月に国内初の患者が発生しました。このため、中央血液研究所をはじめとした核酸増幅検査実施施設において、WNVの検査が実施できる体制整備を検討します。

ウ 輸血用血液製剤の感染性因子の不活化技術導入の検討

不活化技術は、検出され難い微量あるいは感染初期のウイルスの伝播、さらに近い将来に発生する可能性が危惧される新興・再興感染症等を防ぐため、輸血用血液製剤に混入する病原体を薬剤や紫外線照射などで低減させる仕組みです。昨年開催された国の「血液事業部会運営委員会・安全技術調査会合同委員会」において、導入に向けた準備をするよう求められました。

不活化技術については、血液製剤別に複数の方法があることから、情報収集を行うとともに、それぞれの技術の安全性、有効性、製剤への影響、製造工程への影響等を勘案しながら導入に向けて準備を行います。

(4) 血液製剤の供給・販売計画

ア 輸血用血液製剤の供給計画

輸血用血液製剤は、すべて国内の献血で賄われ、日本赤十字社が製造・供給しています。



血液の分離作業



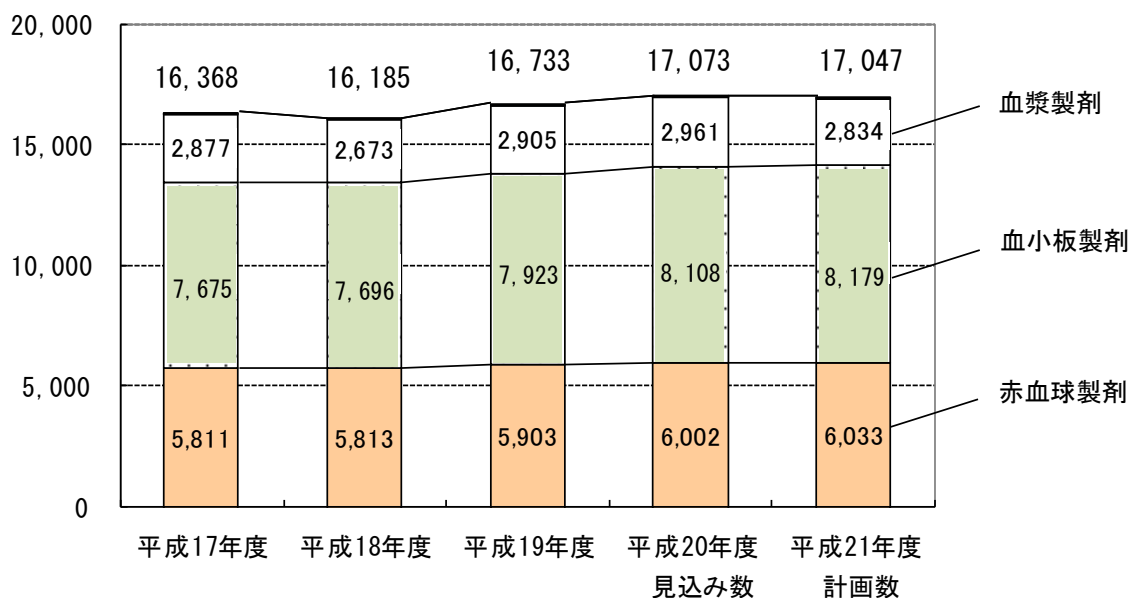
血液製剤保管室

最近の供給状況は、赤血球製剤と血小板製剤は微増傾向にあります。血漿製剤については、容量規格の変更に伴い、一時的に供給量は増加しましたが、今後は、減少傾向に転じると予測しています。

平成21年度は、換算本数で赤血球製剤は約603万本(前年比100.5%)、血小板製剤は約818万本(前年比100.9%)、血漿製剤は約283万本(前年比95.7%)としております。

200mL換算
(千単位)

供給推移および供給計画



全血製剤の供給量は少量のため、グラフ上には表示されません。

イ 血漿分画製剤の販売計画

我が国では、未だ血漿分画製剤のうち、アルブミン製剤については37.2%、グロブリン製剤については、4.1%を輸入に頼っています。

日本赤十字社では、北海道千歳市の血漿分画センターで献血血液から血漿分画製剤を製造し、血液センターを通して医療機関へ販売しています。今後も販売体制を一層強化し、さらなる国内自給向上に努めます。

平成21年度の血漿分画製剤の販売は、赤十字アルブミンを約47.2万本（前年比107.2%）、クロスエイトMを約8.2万本（前年比98.2%）、日赤ポリグロビンN注5%を約11.5万本（前年比138.0%）を計画しています。



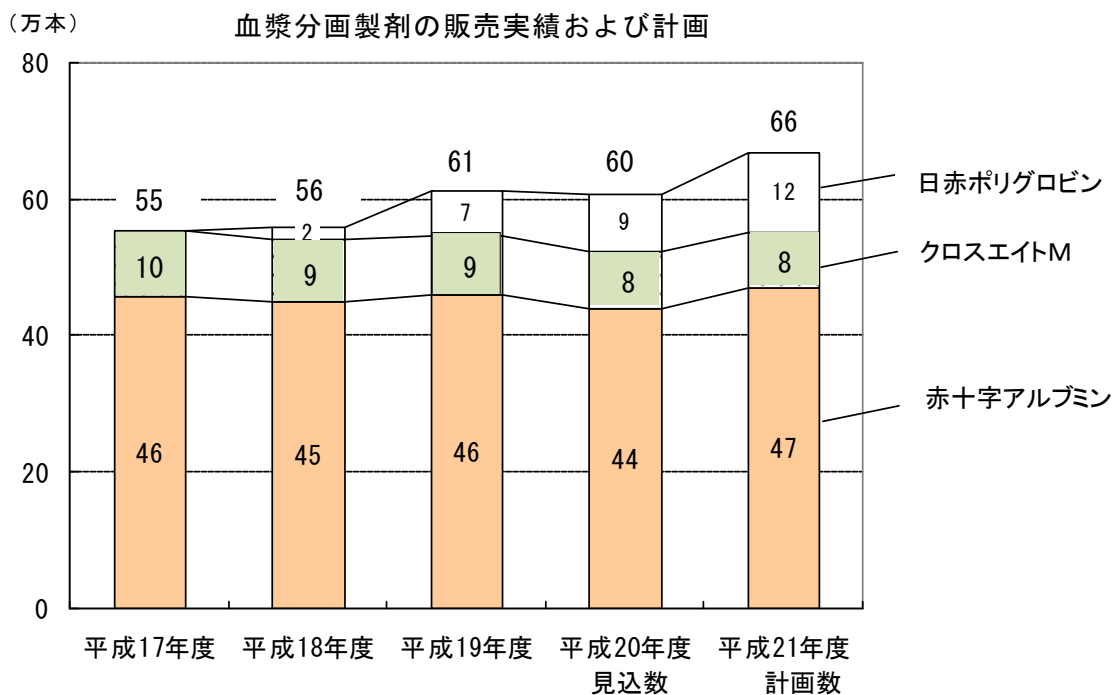
赤十字アルブミン



クロスエイトM



日赤ポリグロビンN注5%



抗HBs人免疫グロブリンは、販売量が少量のため、グラフ上に表示されません。日赤ポリグロビンN注5%は、2.5g/50ml換算、クロスエイトMは1,000単位換算、赤十字アルブミンは25%50ml換算

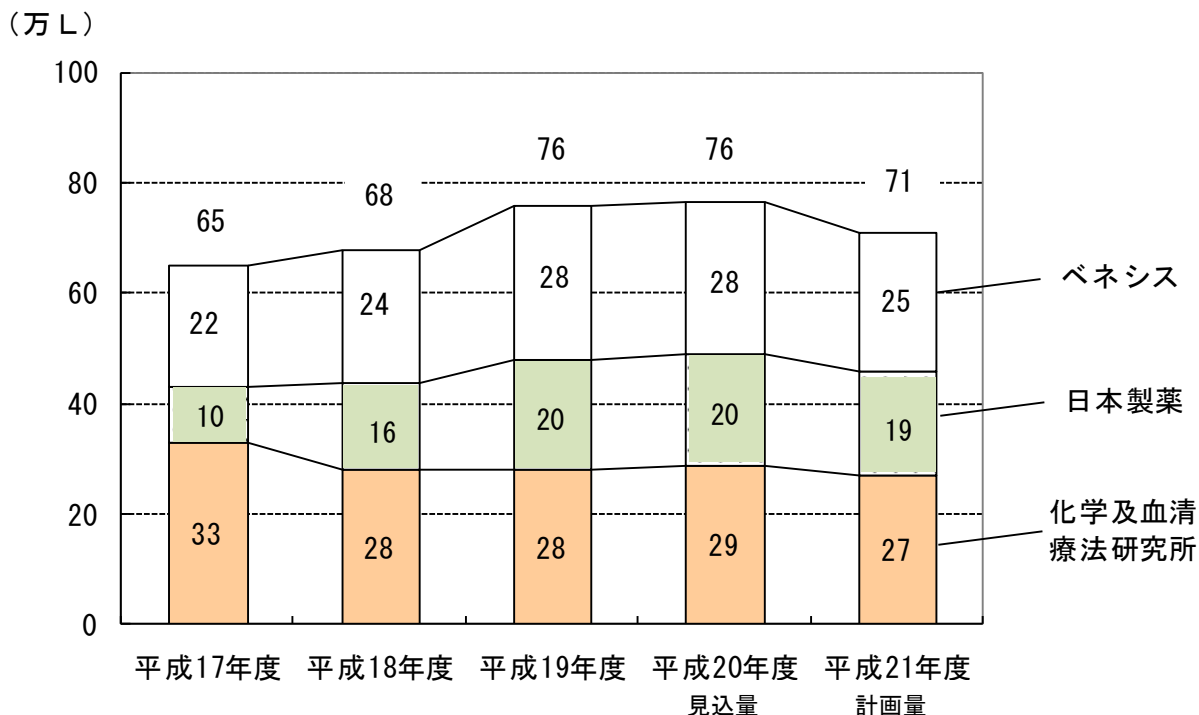
(5) 原料血漿の配分計画

日本赤十字社では、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に定められた需給計画に基づく「量」と「価格」をもって、国内製薬会社3社へ原料血漿を配分しています。

原料血漿は、全国の血液センターから血液管理センター（京都府）と血漿分画センター（北海道）へ一旦集められ、6ヵ月の貯留保管を経て各社へ送付されます。

このほか、血漿分画センターでは、血漿分画製剤の製造工程から生じる中間原料についても、需給計画に基づき各社へ配分しています。平成21年度は、原料血漿71.2万リットル、中間原料28万リットル相当を各社へ配分する計画です。

原料血漿送付推移及び計画（製薬会社別）



国内製薬会社3社では、日本赤十字社が配分した献血血漿から血液凝固第Ⅳ因子、アルブミン、人免疫グロブリンのほか、組織接着剤、乾燥濃縮人血液第Ⅸ因子、乾燥濃縮人アンチトロンビンⅢ、人ハプトグロビン等の血漿分画製剤を製造しています。

(6) 合理的・効率的な事業運営

ア 業務の集約

法令に適合し、充実した施設及び体制のもとで血液製剤の安全性向上を図るとともに、効率的な事業運営のため業務の集約を実施しています。

検査業務の集約化については、平成20年8月に全国10ヵ所に完了しました。

これらの業務集約の結果を評価、検証しつつ、今後の検査集約のあり方を検討していきます。

製剤業務の集約化については、平成21年度までに全国18施設程度に集約し、さらに平成25年度を目途に11施設程度と段階的に集約する方向で推進しています。平成21年4月には岩手センターが宮城センターへ、さらに、富山センター及び福井センターが石川センターへ等、19センターの集約の実施を予定しています。今後の製剤業務の集約については、各製造所の製造業許可更新の時期や製造施設の施設改修等を踏まえ、安定供給にも留意しながら、検討を進めます。

イ 施設の整備

平成 25 年度内の製剤業務集約に向け必要な製造施設の整備を行う一方、業務集約が完了し採血・供給業務が主な業務となる血液センターについても、その業務機能に応じた必要な施設改修整備を進めます。

また、将来的な施設整備については、全国血液センター施設の更新整備を計画的に進め、施設の平準化の検討や施設更新整備に必要な整備資金の検証を行うなど、今後の施設整備のあり方について具体的な検討を進めます。

ウ 新たな運営体制の構築に向けて

小規模な血液センターは血液製剤の期限切れが多く、また、予期しない大量使用等により在庫維持が困難であるなど、都道府県を単位とする需要と供給のバランス維持が困難です。

また、人口構造の変化、地域間格差の拡大等、激変する社会的背景に対応可能な事業を運営する必要がある、広域的な需給管理、財政の効率的運営、これらの実施を円滑に行うための新たな体制の整備が、今後も継続的に安定した血液事業を運営するためには不可欠です。

このようなことから、計画されている平成 25 年度の最終的な製剤業務集約、全社的な会計制度の見直しとの整合性を図りながら、ブロック単位の事業運営を図るなど、新たな運営体制の構築に向けての検討、準備を進めます。

(7) 健全財政の確立

検査・製剤業務の集約を実施することで、より安全な血液を安定的に確保するとともに、スケールメリットを活かし材料費等を削減し効率的な事業運営を行い、健全で安定した財政基盤の確立を目指します。

また、採血・供給業務の広域的な事業実施体制に則した財政制度のあり方について、引き続き検討を行います。

7 社会福祉事業の実施

課題と事業目標

急速な少子・高齢化社会の進展は、生活環境を大きく変化させています。生活習慣や家族の関わり方が変化し、地域社会でのつながりが希薄化する今日において、ますます地域のニーズに応じた社会福祉サービスの提供が求められています。

赤十字の社会福祉施設は、入所者・利用者の視点に立ったサービスを実施するとともに、赤十字の特色を生かした施設運営を基本とし、時代に即したニーズに対応し、地域の実情に応じた柔軟かつ質の高いサービスを提供することを目指しています。

特に、家庭や地域の子育て機能の低下や児童虐待等の社会問題が顕在化していることにともない、子どもの養護体制の構築や地域の子育て親子への支援を重点的に実施します。

(1) 特色ある施設運営

子どもや高齢者、障害者の中には、様々な事情で自立した生活を送れない人がいます。そうした方々が人としての尊厳を保ちながら、自立した暮らしが出来るよう、全国 28 カ所で社会福祉施設を運営しています。

赤十字病院との連携により専門的な医療サービスを提供し、また、赤十字奉仕団等のボランティアによる支援等を通じて、季節の行事を行うなど、赤十字の特色を生かしながら、地域の福祉拠点として効果的に機能を発揮できるような施設運営を目指します。

(2) 赤十字乳児院の運営強化

近年、家庭や地域における養育機能の低下など、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもの問題が一層深刻化していることから、平成 19 年度に開催した「赤十字乳児院のあり方検討会」の報告書の提言をもとに、平成 20 年度は各乳児院に訪問指導を行ってきました。

平成 21 年度は、本社による訪問指導に基づいて、各乳児院は運営改善計画を作成し、子どもの養護体制の構築に向けた取り組みを進めます。また、外部専門家等の協力を得て、個別に助言指導を行うとともに、各乳児院の直接処遇部門における、施設変革の要となる中核的な職員を他施設に派遣して、短期交流研修を行うなど、各乳児院の運営強化を図ります。

(3) 地域における子育て支援事業の実施

近年、親の育児不安やストレスの増加、児童虐待等の問題が顕在化し、育児相談・支援等の重要性が増していることから、各支部および児童福祉施設では、子育て支援事業を実施してきました。

平成21年度においても、各支部および児童福祉施設は、子育てに関する相談の場や、親が参加できる講習会等の場を提供し、また、地域の赤十字奉仕団やボランティア等とともに様々な活動を実施し、親子が地域において健やかに子育て出来るよう支援します。



里親研修会（秋田赤十字乳児院）



赤十字探検隊（兵庫県支部）

8 青少年赤十字の活動

課題と事業目標

青少年赤十字は、日常生活の中での実践活動を通じて、いのちと健康を大切に、一人ひとりの人間を尊重するという「命の教育」「心の教育」を大きな目標として、様々な活動を学校教育の中で展開しています。青少年赤十字は学校教育として展開されるため、活動の推進には指導者となる先生方の養成、支援が最も重要な課題となります。特に最近、学校における業務が多忙となる中で、研修をはじめとした様々な機会や教材、活動プログラムの提供が求められています。また、教育関係機関への理解の促進も不可欠です。

このようなことから、平成 21 年度は青少年赤十字の教材等の有効活用を含めた研修プログラムの充実を図るとともに、赤十字思想誕生 150 周年を記念したプログラムにメンバーや指導者が参加できる機会を設けます。

(1) 活動内容の充実

ア 指導者、メンバーの養成

全国の青少年赤十字加盟校数は 11,000 校、メンバー数 260 万人を越え増加傾向にあります。数だけでなく活動を充実させていくために、全国で中核となって活動する青少年赤十字指導者やリーダーの育成を図るため、各都道府県で研修会を実施します。また教育行政関係者に青少年赤十字の活動を正しく理解していただくために情報提供をはかり、研究会等を実施します。



リーダーシップに必要な
スキルを学ぶ（滋賀）



指導者対象研修会の模様（本社）

イ モデル校の支援

全国で青少年赤十字モデル校を10校指定し、2年間に渡りその活動へ助成金を交付するとともに、優良な活動をまとめた報告書を作成し、全国の加盟校・未加盟校に紹介します。また各支部においても研究推進校の指定を行い青少年赤十字活動の充実を図ります。



環境について発表する児童（福岡）



JRC委員会が企画する清掃活動（東京）



プルタブ収集活動で車椅子を寄贈（高知）

（2）国際交流の推進

全国の青少年赤十字メンバーが集めた資金を活用して、 Bangladesh、モンゴル、ネパール等、海外の赤十字社と協力して現地の青少年に対して文具配付等の支援を行います。またアジア・太平洋諸国から青少年赤十字メンバーを招き、支部研修及び全国交流集会を実施し、赤十字思想誕生150周年を記念したプログラムにメンバーや指導者が参加できる機会を設け、国際理解と親善を深めます。



救急法を学び健康安全意識を高める（モンゴル）



折り紙から日本文化を学ぶ青少年赤新月メンバー（マレーシア）

9 赤十字ボランティアによる活動

課題と事業目標

近年の少子・高齢化、情報化、国際化などによる急速な社会の変化により、多様な地域社会のニーズや価値観が変化すると共に、地域住民同士のつながりが希薄になるなど、子育て、介護、防災、環境などの分野で様々なニーズや課題に直面しています。地域に根ざした活動を展開している約3千の赤十字奉仕団に大きな期待がかかる一方で、奉仕団間の活動状況の格差、高齢化等による団員の減少などが課題となっています。

これを踏まえ、平成21年度は赤十字運動の基盤となるボランティアの人材育成、赤十字活動が外部に見えるようにするために高齢者支援、災害救護・防災、HIV・エイズ予防啓発、社資募集などの分野に重点を置いた活動項目の推進やモデル奉仕活動の普及など、奉仕団が行政や他団体と連携・協働し地域の多様なニーズに柔軟に対応していくことができるように奉仕団の活性化に取り組みます。

(1) ボランティアの人材育成

赤十字奉仕団は、日本赤十字社の活動の重要な担い手であり、奉仕団活動の活性化には人材育成が不可欠です。そして、何よりも重要なのは奉仕団のリーダーの能力を強化し、各奉仕団の団員が目標設定し主体的に活動することです。平成21年度においても、地域、特殊、青年の各奉仕団のリーダー研修会を開催し、各地区・分区および奉仕団単位で実施するボランティア基礎研修会のスタッフとなりうる人材を養成します。

また、各支部で実施するボランティアの基礎研修会、リーダーシップ研修会が円滑に行われ、なおかつ十分な効果が発揮できるように支部指導講師研修会を開催し、指導者を養成します。



地域赤十字奉仕団・特殊赤十字奉仕団対象の赤十字ボランティア・リーダー研修会（本社）

(2) モデル奉仕団活動の普及

平成16年度から5年間に亘り、赤十字奉仕団活動強化要綱で設定された災害や福祉などの活動項目に重点を置き、創意工夫した活動や地域のニーズや課題に行政や他の団体とも連携・協働して成果を挙げている活動などを、外部有識者の参加のもと、モデル奉仕団として選定してきました。モデル奉仕団の事例を紹介することで他の奉仕団の参考となり活動の活性化につながることから、引き続きモデル活動の普及を図ります。

(3) 青年赤十字奉仕団活動の強化

これからの赤十字の活動を支える青年赤十字奉仕団の活性化は、最優先課題のひとつです。平成21年度は同世代の若者層が抱える課題等に積極的に取り組み、活動を通じて赤十字運動の推進を図ります。このために国内外に大きな課題となっているHIV・エイズの予防や差別の防止に関して、特に同世代を対象とした啓発活動を推進します。

さらに、青年赤十字奉仕団についてもモデル活動を選定し、優良事例の普及を図ります。



海外救援金の募金活動をする
青年赤十字奉仕団（秋田）



親子に炊き出し体験の指導をする
地域赤十字奉仕団（奈良）

10 社員募集の推進と財政基盤の強化

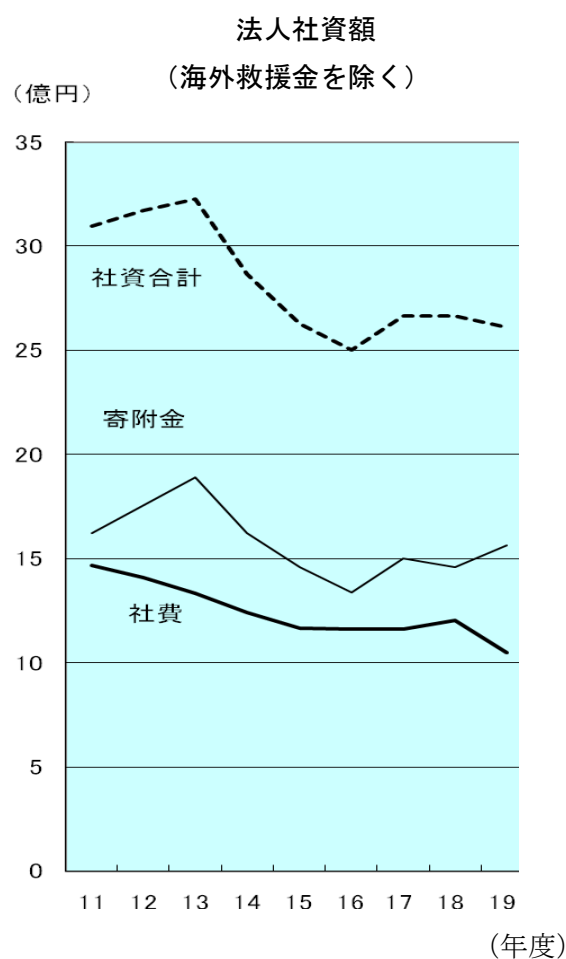
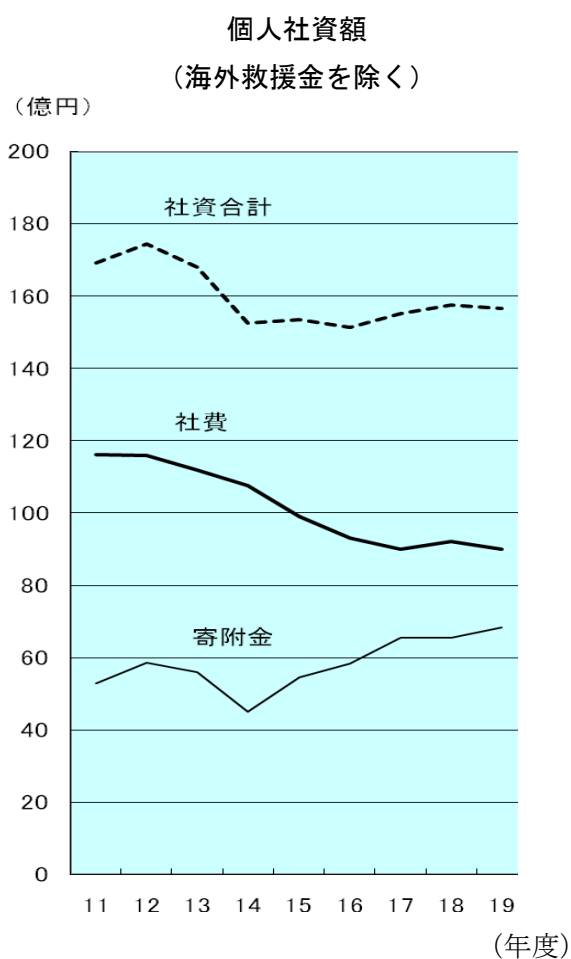
課題と事業目標

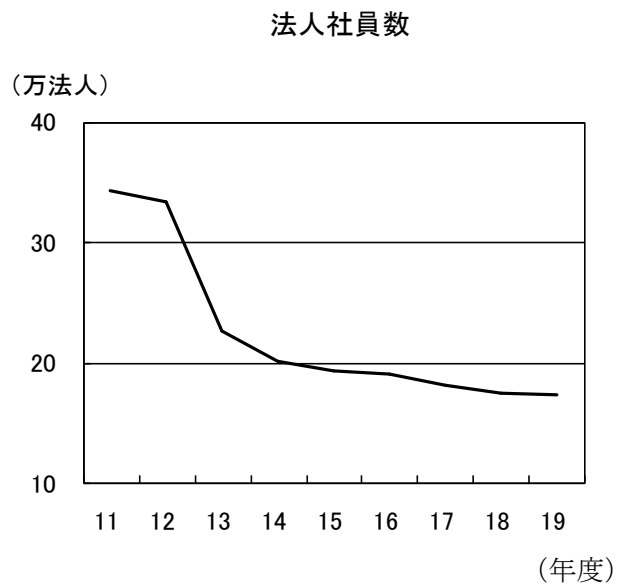
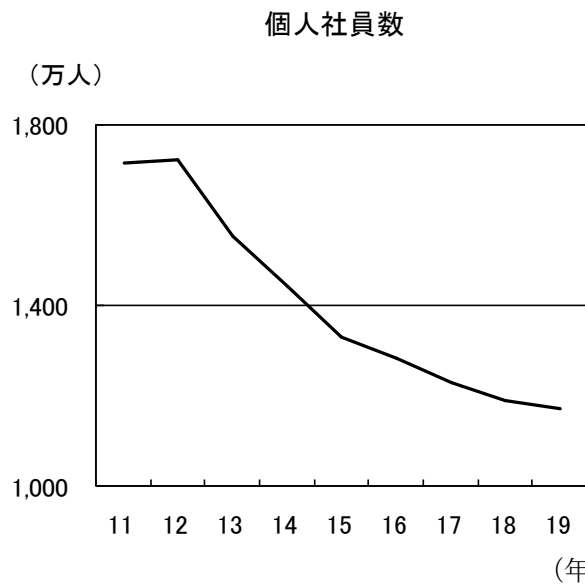
日本赤十字社の主な財源である社資収入は、海外での大きな災害等に対する救援金を除くと、漸減傾向にあります。これには、マンション・集合住宅の増加等による戸別訪問が困難な地域の拡大、他団体による寄付金募集の活発化、長期的な不況の影響等、いくつかの要因があると考えられます。

特に、最近の急激な経済情勢の変化もあり、日本赤十字社を取り巻く社会経済環境はますます厳しい状況となっており、必要な事業資金の確保が一層困難な状況となることが憂慮されています。

こうした状況をふまえ、社資募集方法の多様化、法人勧奨の充実、社員管理体制の強化等に努めてきたところです。平成21年度はこうした取り組みをさらに強化するとともに、全社的広報活動（「もっとクロス！計画」）と連携し、協力者に対する情報提供を充実させ、より多くの方に日本赤十字社の活動を理解していただくことにより社員への加入を呼びかけます。

個人及び法人社資額の推移





(1) 社資募集への取り組み

ア 口座自動振替やインターネットの利用による社資募集方式の推進

従前からの町内会・自治会及び赤十字奉仕団等の戸別訪問による社資募集を基盤にしつつ、これを補完する仕組みとして、平成18年度から実施している銀行等からの口座自動振替方法による社員募集や、クレジットカードやコンビニエンスストア払い等による寄付金募集の普及拡大を図り、協力者にあった方法を選べるようにします。

銀行等からの口座自動振替方法による社費

区 分	社員加入者数	社費年額	
		件 数	金 額
平成18年度	5,274人	13,449件	7,188万円
平成19年度	3,338人	31,217件	16,545万円
平成20年度 4月～12月	537人	27,097件	15,124万円

本社ホームページからの申込みによる寄付金

区 分	クレジットカード	コンビニエンスストア	合 計
平成 18 年度	1,081 万円 (502 件)	150 万円 (116 件)	1,231 万円 (618 件)
平成 19 年度	1,887 万円 (1,179 件)	372 万円 (282 件)	2,259 万円 (1,461 件)
平成 20 年度 4 月～12 月	2,247 万円 (1,114 件)	216 万円 (200 件)	2,463 万円 (1,314 件)

イ 社員への情報提供と新たな支援者の拡充

社員加入者に対し、定期的に事業報告等の情報提供を行い、活動の透明性を確保することにより、赤十字への理解を深めてもらえるよう努めます。また、5月の赤十字運動月間や12月のNHK海外たすけあいキャンペーンを通して社員制度や資金の用途についてわかりやすく説明し参加を呼びかけることで、新たな支援者の拡充に努めます。

(2) 法人社資募集への取り組み

海外での大きな災害等の際には多くの企業や団体から救援金が寄せられる一方、平時の法人社資額については漸減傾向にあります。そこで、本社と支部の勧奨対象法人の取り扱い区分を明確に定めたうえで大口法人情報を活用して各企業を個別に訪問するなどして赤十字の人道活動への協力をお願いすることとします。また、企業の社会貢献活動との連携に取り組むことで、法人社員の確保と社資の増強を図ります。

(3) 社員管理の徹底

「社員制度が日本赤十字社の根幹である」という考え方を徹底するとともに、社員への加入意思の確認によって、社員と寄付者の区分の明確化を図り、また毎年1,000円以上の社費を拠出している社員については各支部において適切に社員管理を行います。

(4) 地区・分区における赤十字事業の活性化

赤十字事業をきめ細かく展開するためには、地域の第一線である地区・分区および赤十字奉仕団等との連携を図ることにより、地区分区事業を活性化することが求められています。このため、地区分区交付金の積極的な活用を促し、赤十字奉仕団等による赤十字らしい活動が展開され、地域住民に赤十字によるサービスが還元されるよう促進します。

1.1 広報体制の充実

課題と事業目標

赤十字の活動は、国民の理解と信頼、参加と協力のもとに成り立っており、広報の果たす役割はきわめて重要です。しかしながら、平成19年2月に一般市民を対象に実施した調査では、日本赤十字社の高い知名度やイメージに比べて、その活動内容が十分に理解されていない実態が明らかになりました。

そこで、平成19年9月より開始した広報強化キャンペーン「もっとクロス！計画」では、日本赤十字社の職員全員が「赤十字の広報マン」であるという自覚を持ち、①赤十字の使命や活動を正しく理解し、②人々にわかりやすく説明し、③一人でも多くの方々に活動への参加を呼びかけることを目指して、ホームページの見直しや、ミッションステートメントの作成、施設間・部署間での連携を図った広報活動を行うなど、新たな取り組みを始めました。

平成21年度は、その集大成として、本社・支部・施設が一丸となって、赤十字の使命と活動を、広く国民にアピールして行きます。特に本年は、アンリ・デュナンが赤十字の考えを着想して150周年を迎えることから、その世界的なキャンペーンに合わせて、日本赤十字社でも多くの人々が、赤十字の行動を起こす好機ととらえて、戦略的にキャンペーンを展開します。

(1) 全社的広報活動の推進

日本赤十字社として一貫した広報活動を実施することで、国民により明解に赤十字からのメッセージが届くようにします。具体的には、平成21年1月にまとめられた「ミッションステートメント」を、広報誌や資材等に掲載して、日本赤十字社の使命をアピールします。また、昨年リニューアルした本社ホームページを有効活用し、日赤の活動情報を積極的かつ迅速に掲載します。さらに、保管している写真やビデオ素材のデータ化を促進して全社的に共有するほか、研修会を通して広報担当者の技術を高めるなどの取り組みを進めます。



リニューアルした日本赤十字社
本社ホームページ

(2) 広報特使の活用

平成20年度に引き続き、女優の藤原紀香さんを日本赤十字社の広報特使に任命し、「日赤の顔」として活躍していただきます。赤十字運動キャンペーンや各種イベントに参加していただくほか、平成20年2月のバングラデシュおよび平成21年3月のケニアに続いて、平成21年度はアジア地域の災害被災地等の訪問を予定しており、藤原紀香さん自身が見たこと、感じたことを、彼女の言葉で語っていただきます。これにより、多くの方に赤十字を身近に感じてもらえることを目指します。



広報特使としてバングラデシュを訪問する藤原紀香さん



平成21年度赤十字運動ポスター

(3) 広報資材の強化

赤十字運動キャンペーンの広報について、これまでは様々な媒体を幅広く活用して来ましたが、個々の露出度は必ずしも高くありませんでした。そこで、平成20年に実施した広報媒体の効果を検証した結果、主力媒体として、費用対効果の高かった新聞、ウェブ広告に絞り込み、戦略的に広報展開を行います。また、キャンペーンポスター等は、「命を救う、力を合わせよう。」のキャッチコピーのもと、藤原紀香さんをはじめ、日本赤十字社の実際の社員の方に登場いただき、社員であることを宣言していただくことで、一人ひとりの思いと力が赤十字の活動を支えていることをアピールします。また、広報誌、映像等の資材についても、よりわかり易い内容を目指して、内容の見直しを図ります。

(4) 戦略的なメディア対応

メディア対応については、単に「取材を受ける」立場ではなく、積極的に「情報を提供する」立場への転換を図ります。災害等が発生した時のみならず、平時においても、赤十字のイベントや新たな取り組みなどを「ニ

ニュース・リリース」として発信し、「記者懇談会」や、「メディアセミナー」等を開催して、赤十字の活動をわかり易く伝えると共に、メディア関係者との良好な関係作りに努めます。



メディア関係者を招待しての AED 講習会



プロカメラマンによる Bangladesh 活動写真展

(5) 赤十字思想誕生 150 周年記念キャンペーン

平成 21 年はソルフェリーノの戦いから 150 周年となることから、国際赤十字では赤十字思想誕生 150 周年記念キャンペーンを実施します。スローガンは「Our world. Your move.」で、他者を助けるために一人ひとりが行動を起こすことによって、混乱した世界に変革をもたらし、希望と秩序を取り戻す力を皆が持つことを表しています。日本赤十字社は、このコンセプトに基づいて国際赤十字と連携して、本社をはじめ、各ブロック、支部、施設で様々な企画、行事を実施し、キャンペーンを通じて、多くの個人や企業が人道的な課題について主体的かつ具体的に行動することを支援します。

1 2 職員の資質向上

課題と事業目標

近年、人材育成の重要性がますます指摘されるようになり、企業においても計画的な人材育成の取組みが求められています。日本赤十字社では、事業を担う人材の育成の一環として、職員の資質向上を図るための研修体系を定め、本社、支部、施設において各種研修を、長期的視野から計画的かつ継続的に実施しています。

(1) 階層別研修の推進・強化

業務遂行能力の向上を主眼として、それに必要な知識、技能の向上を図るとともに、赤十字職員としての一体感を広く醸成するために、新規採用職員研修会を始めとした各階層別研修を実施します。特に職員が各役職に昇任した際は、幅広い視野に立った諸事業を推進する指導力及び役職者としての自覚と職務遂行能力を養うための研修を強化します。



平成 20 年度新規採用職員研修会（血液センターでの実地研修）

(2) 幹部職員等養成研修の充実

将来、各支部・施設の中核的立場でその任を果たすにふさわしい人材を育成するために本社主催により幹部職員等養成研修を実施します。平成 21 年度はより具体的な養成計画に基づき研修内容の充実を図ります。

平成 21 年度からは、これまでの全国支部・施設における研修参加者の幹部職員への登用状況及び今後の研修対象者数等を勘案して、内容を一層充実させるとともに研修回数を増やして実施します。

13 業務の適正な遂行

課題と事業目標

昨今、企業等におけるコンプライアンス（法令遵守）の確保が重要な課題となっています。コンプライアンスとは、業務を行ううえで法令を遵守し、適正なルールに則った活動を行うことであり、組織において、各施設・部署や職員が、明確な内部統制のもとに行動することが重要になります。

日本赤十字社は、公的使命のもと、国民の善意に支えられて活動を行っていることから、常にコンプライアンスを保ち、業務を適正に行い、国民への説明責任を十分に果たす必要があります。

平成21年度は、特に優先的事項として、法令遵守への取組み、会計基準の見直し、および適正な情報システム管理体制の構築を進めます。

（1）法令遵守への取組み

支部・施設に対する内部監査として、従来は本社職員が施設を訪問して現地監査をしてきましたが、年間に訪問できる施設数には限りがあるため、平成21年度は、現地監査に加え書面による監査も実施して、全ての支部・施設に対し実地又は書面のいずれかの監査を実施する体制を構築し、法令および社内規程の遵守の徹底を図ります。

また、公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、平成21年度から本社に通報等を受け付ける窓口を設置し、法令等違反行為に関する通報を適切に処理するための体制を整備します。

（2）会計基準の見直し

日本赤十字社は、収支予算および決算に加え、平成16年度から一般会計および各特別会計の財務諸表を公開してきました。これらの財務諸表は各会計が対象とする事業実態を表すのに適切な会計基準に準拠して作成しており、適宜見直しを図ってきました。

中でも一般会計は平成16年度から企業に適用される会計基準に準拠した財務諸表を作成し、公開してきました。さらに、平成22年度からは活動資金提供者等に対する、より適切な財務情報の開示を進めるため、会費・寄付等を財源として事業を行う公益社団法人等に適用される公益法人会計基準を導入します。

平成21年度は、公益法人会計基準の導入に向けた新たな会計システムの試験運用、各支部担当者に対する周知のための研修会を開催します。

(3) 適正な情報システム管理体制の構築

近年、企業等が有する個人情報の漏洩が相次ぎ、特にパソコン等を介したデータの流出が大きな社会問題となっています。また、コンピュータ・ソフトウェアの著作権等の保護が強く求められています。こうした状況をふまえ、日本赤十字社では、本社、支部、医療施設、血液センター等が所有するIT資産を適切に管理するための全社的な体制を構築し、情報漏洩等のリスクから確実に守ること、ソフトウェアライセンスの適正な管理を実践します。

平成21年度は、各支部、施設等のIT資産等管理体制の調査結果に基づき、統一的な情報システム管理体制を構築します。

IV 施設設備整備計画

1 新規整備事業

平成21年度から新たに整備する事業の主なものは次のとおりです。

(1) 足利赤十字病院（病床数614床）移転新築工事

・規模 地上9階建塔屋1階付他 延 51,146 m²

21年度予算計上額 53億円

(総事業費 224億4,250万円)

(2) 山田赤十字病院（病床数655床）移転新築工事

・規模 地上5階建塔屋2階付 延 50,334 m²

21年度予算計上額 11億7,239万円

(総事業費 199億4,336万円)

平成21年度の主な新規整備事業

施設名	事業名	工期	平成21年度予算	事業費総額
釧路赤十字病院	本館棟改修工事	平成21年度	14億2,400万円	同額
北見赤十字病院	N I C U空調設備改修工事	平成21年度	1億3,000万円	同額
足利赤十字病院	移転新築工事	平成21年度～ 23年度	53億円	224億4,300万円
葛飾赤十字産院	厨房設備改修工事	平成21年度	1億1,000万円	同額
長岡赤十字病院	リニアック施設増築工事	平成21年度	8億300万円	同額
山梨赤十字病院	本館西病棟増改修工事	平成21年度～ 22年度	4億6,300万円	6億6,100万円
長野赤十字病院	受電設備増強工事	平成21年度	3億5,000万円	同額
長野赤十字病院	手術室改修工事	平成21年度	3億円	同額
山田赤十字病院	移転新築工事	平成21年度～ 23年度	11億7,200万円	199億4,300万円
大津赤十字病院	1号棟改修工事	平成21年度	1億5,800万円	同額
高槻赤十字病院	リニアック施設増築工事	平成21年度	8億円	同額
日本赤十字社長崎原爆病院	立体駐車場増築工事	平成21年度	2億2,000万円	同額

施設名	事業名	工期	平成21年度予算	事業費総額
東京都赤十字血液センター	倉庫増築工事	平成21年度	2億1,000万円	同額
埼玉県赤十字血液センター	製造棟新築工事	平成21年度～ 22年度	2億8,600万円	27億円
愛知県赤十字血液センター	製造棟新築工事	平成21年度～ 23年度	1億円	35億円
石川県赤十字血液センター	供給・製剤部門改修工事	平成21年度	3,200万円	同額
兵庫県赤十字血液センター	西宮出張所新設工事	平成21年度	8,000万円	同額

※金額は百万円未満を四捨五入していること。

2 継続整備事業

平成20年度以前から実施し、継続して整備する事業の主なものは次のとおりです。

平成21年度の主な継続整備事業

施設名	事業名	工期	平成21年度予算	事業費総額
北海道支部	支部社屋新築工事	平成19年度～ 21年度	7,300万円	5億6,400万円
埼玉県支部	支部社屋移転新築工事	平成19年度～ 21年度	5億5,000万円	9億1,200万円
千葉県支部	支部社屋移転新築工事	平成19年度～ 21年度	6億9,300万円	15億3,500万円
神奈川県支部	支部社屋新築工事	平成19年度～ 21年度	16億3,700万円	19億7,500万円
沖縄県支部	日本赤十字社沖縄県支部・ 病院・血液センター合同移 転新築工事（支部分）	平成20年度～ 21年度	9,900万円	3億4,100万円
日本赤十字社医療センター	全面改築工事	平成17年度～ 22年度	143億6,000万円	347億3,000万円
旭川赤十字病院	増改築工事	平成18年度～ 21年度	23億8,800万円	87億2,500万円
古河赤十字病院	移転新築工事	平成20年度～ 21年度	32億2,700万円	59億8,000万円
大森赤十字病院	全面改築工事	平成19年度～ 22年度	22億1,200万円	111億7,300万円
安曇野赤十字病院	全面改築工事	平成20年度～ 22年度	57億2,700万円	83億9,200万円
名古屋第一赤十字病院	全面改築工事	平成16年度～ 21年度	26億3,400万円	263億2,400万円
日本赤十字社和歌山医療センター	新棟建設及び既存棟改修工 事	平成18年度～ 22年度	64億7,100万円	276億6,800万円

施設名	事業名	工期	平成21年度予算	事業費総額
松江赤十字病院	全面改築工事	平成17年度～ 21年度	54億8,300万円	119億9,600万円
三原赤十字病院	病棟等増改築工事	平成19年度～ 22年度	11億1,100万円	42億400万円
沖縄赤十字病院	日本赤十字社沖縄県支部・ 病院・血液センター合同移 転新築工事（病院分）	平成20年度～ 21年度	64億6,400万円	66億9,400万円
日本赤十字社血漿分画セン ター	検体保管棟新築工事	平成20年度～ 21年度	4億9,300万円	5億円
日本赤十字社血液管理セン ター	検体保管棟新築工事	平成20年度～ 21年度	1億2,500万円	3億7,500万円
千葉県赤十字血液センター	千葉県千葉港赤十字血液セ ンター移転新築工事	平成19年度～ 21年度	3億6,700万円	8億2,000万円
福岡県赤十字血液センター （日本赤十字社九州血液セ ンター）	分画製剤用原料血漿貯留保 管棟新築工事	平成20年度～ 21年度	14億5,500万円	15億円
沖縄県赤十字血液センター	日本赤十字社沖縄県支部・ 病院・血液センター合同移 転新築工事（血液センター 分）	平成20年度～ 21年度	4億1,600万円	9億4,300万円
広尾地区社会福祉施設整備	新築工事	平成19年度～ 22年度	23,700万円	31億8,500万円

※金額は百万円未満を四捨五入していること。